

福井市小中学校 校長様

平成31年度 PTA会長 および 令和2年度 PTA会長予定者 各位

福井市PTA連合会
会長 橋詰 直起

PTAにおける総会などの開催について

新型コロナウイルスによる感染症(COVID-19)が拡大を見せていることを受け、国や様々な自治体において外出自粛要請などの対応がされています。県内、特に福井市内においても感染が進んでいることを受け、手洗いなどの徹底に加え、密閉空間・多数密集・密接場面を徹底して避けることを求める福井市長メッセージ(本年3月27日付け)が公表されています。

こうした状況に鑑み、各PTAにおける総会などの開催について、当連合会としては、以下の通りガイドラインをお示しします。これはあくまでもガイドラインであり、各PTAに対して拘束力などを一切持つものではありませんが、福井県PTA連合会の会長メッセージや参考文書と合わせて参照し、会員・児童生徒の安全・健康を守ることを第一として、適切なPTA運営を行ってください。

1 総会・諸会議の開催について

(1) 以下のいずれかに該当する場合には、多数の会員が会場に集会して行う総会・諸会議は開催しないこととするのが望ましい。この場合、総会などの開催の延期や、書面決議・委任状出席などの代替的な手段によって、会員の意思を反映したPTA運営を担保する。

- ① 国、福井県、福井市及び当該学校区に隣接する市町が、集会・行事の不開催を明確に指示・要請している場合(当該学校が休校に入っている場合を含む)
- ② PTA規約上、書面決議・委任状出席などが選択できると考えられる場合(規約上、総会への参加の形態が「出席」に限るように明記されている場合であっても、過去に委任状出席などを認めてきたような場合や、規約に総会定足数の定めがない場合などは、この場合に該当する)
- ③ PTA規約上、例年の開催時期から遅れた時期に開催することが許容されると考えられる場合
- ④ 学校において、総会と同日開催する慣例があった諸行事(授業参観など)の実施を中止・延期した場合
- ⑤ 総会などに出席が見込まれる会員数を想定したときに、会議場において、出席会員間の距離をおおむね2メートル以上(少なくとも1メートル)以上確保できない場合

(2) 規約や会費の改正など、会員が実参加して討論・審議することが適切と思われる極めて重要な議案がある場合には、(役員人事などの他の一般議案は定期総会における書面決議などで決することとしたうえで)改めて臨時総会を開催し、その臨時総会の場で審議を尽くすのが望ましい。

(3) 実際に会員らが集会して総会などの会議を行う場合においては、以下の条件を満たすように運営するのが望ましい。

- ① 会議出席の前後における手洗い(もしくはアルコール消毒)及びマスク着用を徹底すること
- ② 体調不良者の欠席・退席勧告を徹底すること
- ③ マスク不着用や体調不良などを理由として会員を欠席・退席させる場合には、書面投票や委任状を活用し、当該会員の意思反映に配慮すること
- ④ 出席者間に(1)⑤の距離を確保するとともに、一定時間ごとに会議場の換気を行うこと
- ⑤ 要領の良い議事運営に心がけ、可能な限り短時間で終わらせること

2 資源回収その他の行事について

その時期に行く必要の無い不要不急の行事(資源回収など、日程を変えて行っても大きな問題の無い行事など)については、原則として延期するのが望ましい。

児童生徒の登下校が行われる場合の立ち当番などは原則として中止とする必要は無いが、複数人が密接に近づいたり、会話をしたりしないようにするのが望ましい。

<問い合わせ先>

福井市PTA連合会事務局

〒910-0003 福井市松本4-8-4

TEL: 0776-26-4058 FAX: 0776-26-4358

E-mail: fcpta@mx4.fctv.ne.jp